

令和 7 年度 地籍 第 1 号
四万十市右山元町一丁目他 4 地区の一部地区地籍調査業務
(C・E2・FⅠ・FⅡ-1 工程) (繰越)
特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本特記仕様書は、四万十市（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する令和 7 年度 地籍 第 1 号 四万十市右山元町一丁目他 4 地区の一部地区地籍調査業務（C・E2・FⅠ・FⅡ-1 工程）（繰越）（以下「本業務」という。）を行う場合に適用する。

(法令等の適用)

第 2 条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 国土調査法（改正：令和 2 年 9 月 29 日法律第 12 号）
- (2) 国土調査法施行令（改正：令和 2 年 9 月 29 日政令第 183 号）
- (3) 基準点測量作業規程準則（改正：令和 5 年 3 月 31 日国土交通省令第 250 号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（改正：令和 2 年 9 月 29 日国土交通省令第 79 号）
- (5) 同運用基準（改正：令和 5 年 6 月 16 日国不籍第 136 号）
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
(改正：令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 578 号)
- (7) 同細則
(改正：令和 5 年 6 月 19 日国不籍第 148 号)
- (8) 地籍調査事業（外注型）実施要領
(改正：平成 18 年 3 月 31 日国土国 362 号)
- (9) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (10) 測量法（改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
- (11) その他関係法令及び地籍調査必携 2024 年度版参照
- (12) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(用語の定義)

第 3 条 本特記仕様書において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、発注者が受託者（以下「受注者」という。）に対し、作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは発注者又は受注者に対し、書面で申し出た事項について、発注者又は受注者若しくはその代理人が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- (3) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(疑 義)

第4条 受注者は本業務の実施にあたり、契約図書及び関係図書などに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定し、業務を遂行するものとする。

(作業計画)

第5条 受注者は、業務着手前に業務実施計画書、工程表、業務着手届、管理技術者届、作業従事者届を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

なお、管理技術者はC・FⅠ・FⅡ-1工程にあつては測量法第49条により登録された測量士もしくは、地籍調査管理技術者でなければならない。E工程にあつては地籍主任調査員若しくは地籍調査を行う上で十分な知識と経験を有すると実施主体が認めるものとする。

(身分証明書)

第6条 受注者は、本業務作業の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し関係人の請求があればこれを呈示すること。

- (1) 受注者は業務終了後速やかに身分証明書を発注者に返納すること。

(損害の補償)

第7条 本業務実施にあたり、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償すること。

(使用機械)

第8条 本業務作業に使用する機械は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機械名を記載した書類及び検定証明書を発注者に提出し、承認を得ること。

(工程管理)

第9条 本業務作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとし、完了時にその成果品を提出すること。

- (1) 受注者は毎週の業務の進捗状況を、週報告書で提出すること。
(2) 本業務実施中に受注者は、発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出すること。

(資料の貸与及び返却)

第10条 受注者は、貸与品及び支給品について、その受払い状況を記録した帳簿

を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

なお、盗難、破損を生じた時は、監督職員の承認する代品を納めること。

- (1) 支給品の残余は、監督職員に報告し、その指示に従い所定の場所へ返却すること。

(守秘義務)

第 11 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報については、平成 17 年 4 月 1 日施行の個人情報保護法に基づきその取り扱いには十分注意すること。

- (1) 作業で得た成果は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾なしに公表、貸与してはならない。

(保 安)

第 12 条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の事項により、作業しなくてはならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せのうえ施行すること。
- (2) 本業務従事者は、常に言動には注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

第 2 章 業務の概要

(業務箇所)

第 13 条 作業区域及び事業量は次のとおりである。

- (1) 作業区域 右山元町一丁目他 4 地区の一部地区
- (2) 事業量 0.40 K m² 1318 筆

(業務内容)

第 14 条 受注者は契約締結後、速やかに作業計画を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、各工程の作業内容は下記のとおりとする。

C 工 程	地籍図根三角測量	作 業 内 容
	作業の準備 選点 標識の設置 観測及び測定 計算 とりまとめ	作業体制及び作業工程の計画立案 網構成の計画及び承認 標石等の設置 観測簿の点検 精度管理表の作成及び点検 網図及び成果簿の点検整理
E 工 程	一筆地調査	作 業 内 容
	作業の準備 作業進行予定表の作成 単位区域界の調査 調査図素図等の作成 現地調査の通知 筆界標示杭設置の指導 現地調査 とりまとめ	関係者名簿作成、関係者説明会開催 地籍調査計画立案 作業進行予定表の作成 調査図素図、調査図一覧図、地籍調査票の作成 現地調査の通知 筆界標示杭の設置依頼 所有者、地番、地目、筆界の調査 点検整理
F I 工 程	細部図根測量	作 業 内 容
	細部図根測量及び一筆地 測量の準備 細部図根点の選点 細部図根点網図等の作成 観測及び測定計算	作業体制及び作業工程の計画立案 網構成の計画及び承認 網図及び成果簿の点検 観測簿の点検 細部図根点精度管理表及び筆界点の点検
F II-1 工 程	一筆地測量	作 業 内 容
	一筆地測量	一筆地の筆界の位置、面積の測量 成果の点検整理

（現地調査及び測量）

第 15 条 立会は受注者の主導で行うものとするが、調査及び測量作業中に、問題点等が発生した場合は監督職員を要請するものとする。

（土地の立入）

第 16 条 本業務の実施にあたり他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する土地立入証及び受注者の身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。ただし、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第 17 条 受注者は、地籍調査業務中原則として、作業の進捗状況を随時、監督職員に報告するものとする。

(提出書類)

第 18 条 受注者は発注者が示す様式により、成果品として関係書類を提出しなければならない。成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

第 3 章 業務の実施

(C 工程：地籍図根三角測量)

第 19 条 本作業は次の点を考慮のうえ実施するものとし、選点についてはあらかじめ選点計画図を作成し、観測開始前に発注者の承認を得なければならない。

- (1) 調査区域が与点等の最外周を直線で結んだ内側になるように努める。
- (2) 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 n は新点数とし[]の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。 $[n/5]+2$

なお、電子基準点のみを与点とする GNSS 法に必要な与点は、作業区域に最も近い電子基準点 3 点以上とする。

- (3) 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側 40 度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の来角は、60 度以上を標準とする。
- (4) 図根三角点の標石は、角柱(10 cm×10 cm)又はこれと同等以上のものとし、長さは 70 cm 以上とする(プラスチックの場合は、9 cm×9 cm 角柱も可)。材質は、プラスチック(難燃性であり JIS 規格のものを標準とする)、鉄線入コンクリート又は石とし、空洞のものは除き、直径 3 mm 以下の中心標示及び点名を表示し保護石を設けること。埋石不可能な場合においては、金属標(φ 75 mm×90 mm 以上)を設置することとし、この場合は発注者の承認を得ること。又、標示杭を設置すること。
- (5) 本作業は、GNSS 測量機及びトータルステーションを用いること。
- (6) GNSS 法による場合にはジオイドモデルを使用する三次元網平均計算とする。
- (7) 上記(6)で使用するプログラムについては、あらかじめプログラム作成者による点検確認書、又は第三者機関による検定証明書を提示しなければならない。
- (8) 観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算

の単位及び計算値の制限は地籍調査作業規程準則及び運用基準により実施しなければならない。

（FⅠ工程：細部図根測量（D工程省略））

第20条 本作業は、細部図根測量の工程とし、次の点を考慮のうえ作業すること。

- （1） 地籍図根多角測量を省略する場合には、調査区域周辺の既設地籍図根多角点及び地籍図根三角点等を与点として、多角測量法によることを原則とする。
- （2） 放射法による細部図根測量は細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、監督職員と協議の上、節点1点による開放路線を形成する事ができる。
- （3） 本作業における観測は、GNSS 測量機若しくはトータルステーションを使用すること。
- （4） 観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則及び運用基準により実施しなければならない。
- （5） 細部図根点の選定の結果は、細部図根点選点図に取りまとめるものとする。

（網図の作成）

第21条 地籍図根三角点網図は、縮尺 1/25000、1/10000、又は 1/5000 とし、地籍図根多角点網図及び細部図根点網図は、縮尺 1/10000、1/5000 又は、1/2500 とする。

（FⅡ－1工程：一筆地測量）

第22条 本作業は、一筆地測量の工程とし、次の点を考慮のうえ作業すること。

- （1） 一筆地測量は、地籍図根点等及び細部図根点を基準とし、放射法・多角測量法・交点計算法又は単点観測法により実施すること。
- （2） 本作業における観測は、GNSS 測量機若しくはトータルステーションを使用すること。
- （3） 観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則及び運用基準により実施しなければならない。

（E工程：作業準備）

第23条 法務局において公図、土地登記簿写し（登記事項要約書含む。）、既提出地積測量図などの関連資料請求を行う場合は、第6条に掲げる身分証明書を呈示し、発注者の発行する閲覧（交付）申請書を提出すること。

- （1） 関係者名簿として個人別土地台帳を作成し、土地の表示及び登記簿上の登記名義人等の利害関係人の住所氏名を発注者に報告すること。
- （2） 推進委員会、関係者説明会、関係機関協議等については、発注者が開催するので、出席し必要に応じて業務の説明等を行うこと。

(E 工程：作業進行予定表の作成)

第 24 条 調査区域の状況、作業内容、面積、筆数、作業職員数及び天候等を勘案のうえ現地調査の計画を作業進行予定表として立案し、計画の実効性、妥当性について発注者と協議すること。

~~(E 工程：調査図素図等の作成)~~

~~第 25 条 受注者は、発注者が貸与する公図の写し、土地登記簿写し（登記事項要約書）を基に調査図素図を作成すること。調査図素図に表示する事項は、準則 16 条 1 項を準用すること。~~

(E 工程：現地調査の通知)

第 26 条 現地調査の通知にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 受注者は現地調査の実施を通知するため土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を発注者と協議のうえ作成すること。
- (2) 土地所有者への立会通知は、現所有者及び共有者へ、所有者が死亡の場合は相続人へ通知すること。また、住所不明者等については監督職員と協議すること。
- (3) 上記の場合、受注者は発注者と十分な打ち合わせのうえ、現地調査に着手する期を決定し、作業班ごとにその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成すること。
- (4) 立会通知文は、立会日の 2 週間前までに地権者等関係者に着くよう送付すること。
- (5) 受注者は、立会通知文の郵送後、土地所有者の立会を促すため、発注者及び地区協力員とともに土地所有者の立会予定の状況把握に努め、必要に応じて土地所有者に対して地籍調査の意義及び作業の内容を説明し、現地調査に立ち会うべき旨を電話にて連絡すること。
なお、電話により連絡しがたい場合は郵送によることができる。
- (6) 調査の日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割り及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督職員と協議を行うこと。
- (7) 郵送した現地調査通知が住所不明等により返送された場合にも、監督職員と協議すること。
- (8) 必要に応じて地元説明会を開催すること。

(E 工程：筆界標示杭設置の指導)

第 27 条 受注者は、筆界標示杭を現地立会までに土地所有者その他の利害関係人又はその代理人が設置するよう依頼し、必要に応じて説明指導を行うこと。

~~（E 工程：市町村界の調査）~~

~~第 28 条 市町村界の調査にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。~~

- ~~(1) 境界に接する土地及び所有者等の事前準備は第 23 条に準じて行うこと。~~
- ~~(2) 境界に接する土地所有者その他の利害関係人又はその代理人への現地調査の通知については、第 26 条に準じて行うこと。~~
- ~~(3) 現地において発注者の指示により必要な地点に境界標を設置すること。~~

（E 工程：現地調査作業）

第 29 条 現地調査にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 現地調査は、調査図素図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、及び境界の調査を行うこと。
- (2) 各筆の立会については、土地所有者、その他利害関係人の立会が確実となるよう努め、隣接する土地双方の土地所有者等の立会の得られない土地については筆界調査を行ってはならない。
- (3) 各筆の境界確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、境界の確認にあたっては、特に入念に対処すること。
- (4) 法務局備え付けの地積測量図の成果を地籍調査の筆界案として採用する場合は、次の点に留意すること。
 - ・ 復元性のない地積測量図（三斜等）がある箇所については、通常の筆界調査により境界の確定をすること。
 - ・ 復元性のある地積測量図の取り扱いについては、発注者と協議を行うこと。
- (5) 立会に際しては、職員はもとより、土地所有者等の立会者に保安帽の着用を促すなど、安全確保に十分配慮すること。
- (6) 本地区の最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第 17 条）において、土地所有者への立会状況等の説明が必要であるため、発注者、受注者協議のうえ現地立会を把握した現場担当者が出席すること。

（E 工程：調査図作成）

第 30 条 調査図の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 調査図素図の標示が一筆地調査の結果と相違している時は、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。
 - ・ 分割があったものとして調査する場合。
 - ・ 合併（各一部合併を含む。）があったものとして調査する場合。
 - ・ 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合。
 - ・ 滅失（各一部滅失を含む。）又は不存在地があった場合。

- ・ 地番区域を変更する場合。
- (2) 筆界点番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所
所にその番号を記録すること。

(E 工程：地籍調査票の整理)

第 31 条 地籍調査票の記録は、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 現地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者
その他の利害関係人又は、その代理人に署名又は記名押印させると
ともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている。次
の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、そ
の相続人に署名又は記名押印させるほか地籍調査票に必要な事項を
記録し、整理すること。
 - ・ 地番変更をする場合。
 - ・ 分割があったものとして調査する場合。
 - ・ 合併（各一部合併を含む。）があったものとして調査する場合。
 - ・ 滅失（各一部滅失を含む。）又は不存在地があった場合。
- (2) 土地所有者等の立会にもかかわらず、筆界の確認に至らなかった場
合にも、その経緯を記録すること。
- (3) 上記立会後に再立会を行い、筆界の確認が行われた場合は、(1)の
処理を行い、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、
署名又は記名押印させるほか、再立会時の経緯を記録すること。
- (4) 筆界未定地、不存在地、滅失地（各一部滅失を含む。）及び長狭物
以外の現地確認不能地の処理の必要がある場合には、監督職員の指示
を受けること。
- (5) 地番区域ごとに現地調査を終えた時は、その都度地番（枝番号を含
む。）の順序に整理すること。

(E 工程：立会処理簿の作成)

第 32 条 立会処理簿の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- (1) 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、
筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会の出来ない土
地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成するこ
と。
- (2) 上記の再立会調書は、各作業班、町名（字名）ごと、内容別（民地、
県道、市道、水路、官有地等）ごとに整理し、発注者に提出すること。
又、再立会日程表は、発注者と十分打ち合わせのうえで作成し、土地
所有者等への連絡をすること。
- (3) 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめること。
- (4) 現地調査立会調書及び再立会調書は、作業班ごとに立会処理簿とし
て製本すること。

第4章 検査及び成果品

（検査及び成果品の品質保証）

第33条 発注者の行う検査にあたっては、次の点に留意すること。

- （1）受注者は、全作業完了時において、十分な社内検査を行ったあと、発注者の検査を受けるものとする。
なお、中間においても、発注者の指示がある時は各工程の検査を受ける場合もある。
- （2）屋外で行う検査においては、受注者は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
- （3）受注者は、本業務完了後、発注者の検査において過失又は粗漏に起因する誤りが生じた場合は、速やかに再測、補測訂正等を受注者の負担において実施し、再度発注者の検査を受けなければならない。

（成果品）

第34条 本作業で納入する成果品は次のとおりとし、（正）・（副）2部作成すること。なお、（副）については、電子媒体（CD-R、DVD-R）で作成し、完成検査後受注者が永久保管するものとする。

単位作業2～4については、「地籍測量及び地籍測定における作業の記録及び成果の記載例」（平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）又は、発注者の定めた様式及びフォーマットで提出すること。

なお、紙媒体による納品が不要なものについては、発注者と協議を行い、決定すること。

単位作業	記 録 及 び 成 果
1. 各単位 作業共通	① 工程管理表（自社点検） ② 検査成績表 ③ 作業従事者名簿 ④ 打合せ記録簿 ⑤ その他工程上必要な資料及び監督職員の指示するもの

2. C 工程 地籍図根 三角測量	① 基準点等成果表写 ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図 ④ 地籍図根三角点平均図 ⑤ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑥ 地籍図根三角点網図及び電子媒体（CD-R） ⑦ 地籍図根三角点成果簿及び電子媒体（CD-R） ⑧ 地籍図根三角測量精度管理表 ⑨ 測量標の設置状況写真
3. E 工程 一筆地 調査	① 一筆地調査図 ② 地籍調査票綴 ③ 作業日誌 ④ 立会処理簿 ⑤ 公図、地積測量図等写（電子媒体） ⑥ 登記事項要約書（電子媒体） ⑦ その他監督職員の指示するもの
4. F 1 工程 細部図根 測量 (D 工程省略)	① 細部図根點選点図 ② 細部図根測量観測計算諸簿 ③ 細部図根点網図及び電子媒体（CD-R） ④ 細部図根点成果簿及び電子媒体（CD-R） ⑤ 細部図根測量精度管理表
5. F II-1 工程 一筆地測量	① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 筆界点成果簿及び電子媒体（CD-R） ③ 一筆地測量精度管理表

2 受注者は、成果品とする電子媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その電子媒体は、発注者が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。

なお、電子媒体は、地籍フォーマット 2000 とし、業務名称・作成年日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

第 5 章 個人情報保護について

（個人情報の保護）

第 35 条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および、別

記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報保護制度に関するアドバイス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第6章 その他

(その他)

第36条 法務局備付けの公図、地積測量図、登記事項要約書（閉鎖登記簿・土地台帳含む。）の交付又は、閲覧するときは、発注者の指定する様式に記入のうえ確認すること。

なお、このときの申請費用等については発注者が負担（公用）するものとするので、その都度所定の申請様式に記入のうえ監督職員に申し出ること。

- 2 本業務遂行にあたる、通知文等の郵便料については発注者が負担するものとする（案内資料等は受注者が作成する）。
- 3 上記以外の事項については、発注者と受注者間において協議を行い、決定するものとする。